



事業再生ローン

令和5年6月28日現在

1. 商品名	・こうせい事業再生ローン「きずな」																											
2. ご利用いただける方	・当金庫営業地区内において、既に事業を営んでいる法人・個人事業主の方																											
3. お使いみち	・事業再生資金																											
4. ご融資限度額	・原則5億円以内とします。																											
5. ご融資期間	・原則として15年以内とします。																											
6. ご融資利率	・変動金利(実行直前の信金中金短期プライムレート連動)で、金庫所定の方法により個々に決定します。 ※金庫所定の方法とは、融資期間と担保等による保全額に基づき決定します。																											
7. ご返済方法	・毎月均等返済(元利均等・元金均等いずれでも可能です)																											
8. 担保・保証人	担保 (1)担保は必要です。 原則、不動産担保の充当可能額(処分見込額の70%)の範囲とします。 保証人 (1)法人の場合は法人代表者。																											
9. 手数料等	不動産担保新規設定先については、不動産担保調査事務手数料が必要です。 ・極度額(債権額)3千万円以下・・・33,000円(税込) ・極度額(債権額)3千万円超5千万円以下・・・44,000円(税込) ・極度額(債権額)5千万円超・・・55,000円(税込)																											
10. その他の事項	(1)当金庫の営業地区 <table border="1"><tr><td>大阪市</td><td>交野市</td><td>藤井寺市</td></tr><tr><td>門真市</td><td>富田林市</td><td>枚方市</td></tr><tr><td>東大阪市</td><td>大阪狭山市</td><td>柏原市</td></tr><tr><td>大東市</td><td>守口市</td><td>摂津市</td></tr><tr><td>豊中市</td><td>寝屋川市</td><td>箕面市</td></tr><tr><td>吹田市</td><td>松原市</td><td>高槻市</td></tr><tr><td>羽曳野市</td><td>四條畷市</td><td>茨木市</td></tr><tr><td>堺市</td><td>八尾市</td><td>池田市</td></tr><tr><td>伊丹市</td><td>尼崎市</td><td></td></tr></table> ※現在のご融資利率やご返済額の試算等については当金庫の本支店へお問い合わせ下さい。 ◆お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。 結果によってはご希望に添えない場合もございますので、予めご了承下さい。	大阪市	交野市	藤井寺市	門真市	富田林市	枚方市	東大阪市	大阪狭山市	柏原市	大東市	守口市	摂津市	豊中市	寝屋川市	箕面市	吹田市	松原市	高槻市	羽曳野市	四條畷市	茨木市	堺市	八尾市	池田市	伊丹市	尼崎市	
大阪市	交野市	藤井寺市																										
門真市	富田林市	枚方市																										
東大阪市	大阪狭山市	柏原市																										
大東市	守口市	摂津市																										
豊中市	寝屋川市	箕面市																										
吹田市	松原市	高槻市																										
羽曳野市	四條畷市	茨木市																										
堺市	八尾市	池田市																										
伊丹市	尼崎市																											